
【研究論文】

みなし贈与（相続税法9条）における当事者間の関係性

Relationship between the parties in deemed gifts (Article 9 of the Inheritance Tax Act)

畠 中 貴 幸
Takayuki HATANAKA

1. はじめに
2. 裁判事例
3. 相続税法9条の解釈
4. 利益を受けさせた者と受けた者との関係性（当事者間の関係性）について
5. おわりに

1. はじめに

贈与税は相続税とともに取得者課税方式が採用されている。財産を取得した個人が贈与税の納税義務者に該当する場合、「贈与により取得した財産」に対して贈与税が課税されると定められている（相続税法2条の2）。ここでいう「財産」とは、特に規定されておらず私法上の意義と同じと解されている¹。課税実務上では、金銭に見積ることができる経済的価値のあるすべてのものをいい、「法律上の根拠を有しないものであっても経済的価値が認められているもの、例えば、営業権のようなもの」も財産に含まれるものと解されている（相続税法基本通達11の2-1）。

財産が贈与により取得した財産であるか否かについては、一次的には民法によっており、「民法上、贈与により取得したとされる財産がこれに該当する」とされる²。このように、贈与税は本来的には民法上の贈与³に対して課税されるものであるが、民法上の贈与に該当しない場合であっても、経済的な面からみて実質的に贈与と同じ経済的利益の移転が生じている場合には贈与とみなして課税がされる。贈与とみなされる場合については、相続税法第5条から8条、及び第9条の2から9条の6に規定されており、加えて、これらのほかとして、同法9条には「対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合においては、当該利益を受けた時において、当該利益を受けた者が、当該利益を受けた時における当該利益の価額に相当する金額（対価の支払があつた場合

1 今村修『相続税法—所得課税としての相続税法の研究— [第二版]』177頁（税務経理協会，2006年）。

2 今村・前掲注1) 177頁。

3 民法549条には「贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。」と定められている。

には、その価額を控除した金額)を当該利益を受けさせた者から贈与により取得したものとみなす。」と規定されている。当該規定に係る実定法上の文言はこれのみであり、「ほか」という文言からすれば広い解釈も許容されうると読み取れる。そこで以下、最近の裁判事例の中から相続税法9条の適用解釈が争点となり注目された事案を2つ取り上げて検討してみることにする。

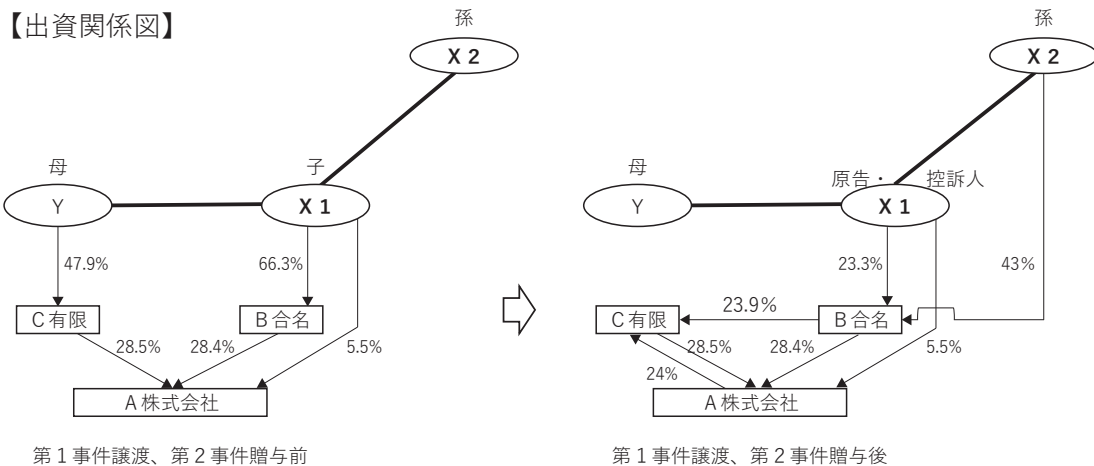
2. 裁判事例

(1) 東京高裁平成27年4月22日判決 (LEX/DB25447469)

① 事案の概要

(イ) 当事者関係

原告X1(原告・控訴人)はA株式会社、B合名会社及び有限会社Cの代表者である。X1には母であるY、子であるX2がいるところ、各当事者の関係は主には下記の【出資関係図】のとおりであった。各社とも同族会社に該当する。



- ・ 各%は持株(持分)比率である。
- ・ なお、本事案は外部取引先13社に係る取引もあるが、同族会社に係る部分のみに限定している。

(イ) 第1事件

母Yは、有限会社Cの全持分(47.9%相当)をA株式会社及びB合名会社に対して譲渡した。税務署長は、当該譲渡が時価より著しく低い価額の対価でされたものであり、当該譲渡によっていずれも同族会社であるA株式会社の株式及びB合名会社の持分の価額が増加したことから、相続税法9条の規定によりその増加した部分に相当する金額を、原告X1が母Yから贈与により取得したものとみなされるとして、原告X1に対し、贈与税の決定処分及び無申告加算税の賦課決定処分をした。これに関して、原告X1が違法であると主張して取消しを求めた事案である。

(ロ) 第2事件

第1事件の同年、X1は、B合名会社の持分のうち43%相当の持分及び現金6億円をX2に対して贈与し、X2は受贈者として申告書を税務署長に提出した。

税務署長は、第1事件譲渡によるA株式会社の株式及びB合名会社の持分の価額増加分は、相続

税法9条によりX2がYから贈与により取得したとみなされるうえ、本件出資贈与にかかるB合名会社の持分の価額がX2の申告書の記載よりも高額になるとして、贈与税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をした。これに関して、原告X2が違法であると主張して取消しを求めた事案である。

② 争点

いくつかの争点のうち、本稿では、本件譲渡及び贈与について相続税法9条の規定の適用関係について取り上げる。

③ 判決の推移

(イ) 第一審（東京地裁平成26年10月29日判決 LEX/DB 25521919）

請求棄却

① 該当法条の解釈

相続税法9条について、「贈与契約の履行により取得したもとはいえないが、関係する者の間の事情に照らし、実質的にみて、贈与があったのと同様の経済的利益の移転の事実がある場合に、租税回避行為を防止するため、税負担の公平の見地から、その取得した経済的利益を贈与により取得したものとみなして、贈与税を課税することとしたものである」と判示した。

② 当事者間の関係

・対立承継関係

原告は、「当該利益を受けさせた者」と「当該利益を受けた者」との間に利益の授受（対立承継関係）が見られないために相続税法9条の適用がない旨を主張した。これに関して裁判所は「相続税法9条の規定には、原告らの主張するように限定して解すべき根拠となる文言は見当たらない」とした。また、原告は、対立承継関係のない場合に相続税法9条を適用するとなれば個人が同族会社以外の法人にその資産を低額で譲渡した場合にも同条の規定が適用されることになる旨を主張したが、裁判所は「個人が同族会社以外の法人に資産を低額で譲渡した場合につき当然にその適用があるものとは断じ難く」とした。

・関係する者の間の事情

同条の趣旨からすれば、「当該利益を受けさせた者」と「当該利益を受けた者」を含む関係する者の間の事情に照らし、同条の掲げる者の間での直接的な利益の授受がなくとも、実質的にみて、贈与があったのと同様の経済的利益の移転の事実がある場合には、同条の規定を適用することが許されると解するのが相当である」と判示した。

・相続税法基本通達9-2

「相続税法基本通達9-2は、相続税法9条の規定に該当する場合を例示したものとして定められたものと解される」とし、同通達9-2(4)の定めるような場合には、「当該譲渡をした者と当該会社ひいてはその株主又は社員との間にそのような譲渡がされるのに対応した相応の特別の関係がある

ことが一般」なのであるから、「当該譲渡により譲渡を受けた当該会社の資産の価額が増加した場合には、当該会社の株主又は社員は、その株式又は出資の価額が増加することにより、実質的にみて、当該譲渡をした者から、その増加した部分に相当する金額を贈与により取得したものとみることができるものと考えられる」とした。

そのうえで、「このような場合には、同法9条に規定する「対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で利益を受けた」と認められるから、同通達9-2(4)の定めは、同法9条の規定に該当する場合の例示として適当なものというべきである。」と判示した。

(ロ) 控訴審（東京高裁平成27年4月22日判決 LEX/DB 25447469）

控訴棄却

概ね同旨とされ、原審判断は維持されている⁴。

(2) 大阪高裁平成26年6月18日判決（LEX/DB25446847）

①事案の概要

歯科医師である原告X（原告・控訴人）は父Bから歯科医業を承継しており、Bは平成20年5月8日に死亡した。Bは生前、会員の相互扶助や福祉共済を目的とするA共済福祉制度の会員として負担金を支払っていた。A共済制度による給付としては死亡共済金、火災共済金、災害共済金及び障害共済金の4種類があり、Bは入会時からこれらの給付を受ける権利を取得することとされており、B死亡に係る死亡共済金の受給権者としてXが指定されていた。当該負担金は、一旦納付された場合には原則として返還されることはない。

Bの死亡後、XはAに対して死亡共済金の請求を行い、B死亡に係る死亡共済金として800万円を受領した。

②争点

Xの受給した本件共済制度による給付は、相続税法9条に規定するみなし贈与に該当するか否か（相続税法9条の適用の有無）。なお、みなし贈与に該当した場合の所得税法9条1項15号に規定される非課税所得該当性についても争点となっているが、本稿では、みなし贈与の該当性についてのみ取り上げる。

③判決の推移

(イ) 第一審（大阪地裁平成25年12月12日判決 LEX/DB 25446599）

請求棄却

① 該当法条の解釈

・相続税法9条の趣旨

「その趣旨は、法律的には贈与又は遺贈によって財産を取得したものとはいえないが、そのような

4 最高裁平成28年10月6日判決により上告棄却で確定（LEX/DB 25561814）。

法律関係の形式とは別に、実質的にみて、贈与又は遺贈を受けたのと同様の経済的利益を享受している事実がある場合に、租税回避行為を防止するため、税負担の公平の見地から、贈与契約又は遺言の有無にかかわらず、その取得した経済的利益を、当該利益を受けさせた者からの贈与又は遺贈によって取得したものとみなして、贈与税又は相続税を課税することとしたものと解される。」

・相続税法9条にいう「対価を支払わないで、…利益を受けた場合」

「同法9条の趣旨に鑑みれば、一方当事者の何らかの財産の減少によって、間接的に、他方当事者について財産の増加や債務の減少があったというだけでは、およそ贈与と同じような経済的実質があるとは言い難いことは明らかであって、同条にいう「対価を支払わないで、…利益を受けた場合」というためには、当該経済的利益を受けさせた者の財産の減少と、当該経済的利益との間に、贈与と同視するに足る法的な因果関係が存在する必要があると解するのが相当である。」

㊦ 事実認定とあてはめ

・当該経済的利益を受けさせた者の財産の減少と、当該経済的利益との間に、贈与と同視するに足る法的な因果関係が存在するか

「本件共済制度に基づく死亡共済金は会員の相互扶助を目的とする各種共済金の1つであって、会員がAに納付する負担金も死亡共済金に関して個別に支払うのではなく、その金額は全ての共済金の受給資格に関するものとして一定とされ、共済金の額も会員が支払った負担金の額とは全く連動しない一定の額とされているのであり、退会の際は原則として返還されないというのであるから、負担金の納付と死亡共済金の受給との間に贈与と同視するに足る程度の法的な因果関係があるものとは認められない。」

・相続税法5条に規定される保険金に係る保険料のみなし贈与（遺族年金の受給権）との因果関係の違い

遺族年金は基本的には払い込んだ保険料や利息相当額の支給、またはそれと同質の支給がされるのであるから、「本件共済制度に基づく死亡共済金とは、負担金（保険料）と共済金（年金）の間に認められる因果関係において質的な違いがあるというべき」。

㊧ 結論

「本件共済金の受給について相続税法9条を適用する余地はない。」

(ロ) 控訴審（大阪高裁平成26年6月18日判決 LEX/DB 25446847）

控訴棄却（確定）

① 該当法条の解釈

・相続税法9条の趣旨

「その趣旨は、私法上は贈与又は遺贈によって財産を取得したものとはいえないが、そのような私人間の法律関係の形式とは別に、実質的にみて、贈与又は遺贈を受けたのと同様の経済的利益を享受している事実がある場合に、租税回避行為を防止するため、税負担の公平の見地から、贈与契約又は遺言の有無にかかわらず、その取得した経済的利益を、当該利益を受けさせた者からの贈与又は遺贈によって取得したものとみなして、贈与税又は相続税を課税することとしたものと解される。」

・相続税法9条にいう「対価を支払わないで、…利益を受けた場合」

「同法9条の趣旨に鑑みれば、一方当事者の何らかの財産が減少し、他方当事者について財産の増加や債務の減少があったというだけでは、およそ贈与と同じような経済的実質があるとは言い難いことは明らかであって、同条にいう「対価を支払わないで、…利益を受けた場合」というためには、贈与と同様の経済的利益の移転があったこと、すなわち、一方当事者が経済的利益を失うことによって、他方当事者が何らの対価を支払わないで当該経済的利益を享受したことを要すると解するのが相当である。」

㊦ 事実認定とあてはめ

・Bと控訴人との間に贈与と同様の経済的利益の移転があったといえるか

控訴人は、Bによる当該死亡共済金の受給権に係る「指定」（控訴人に対する指定）をもって第三者のためにする契約の結果である旨を主張したが、裁判所は「本件共済制度に基づく死亡共済金は会員の相互扶助を目的とする…納付する負担金も死亡共済金に関して個別に支払うのではなく、その金額は…一定とされ、共済金の額も会員が支払った負担金の額とは全く連動しない一定の額とされている…、退会の際は原則として返還されない」として、「Bが負担金に相当する経済的利益を失うことによって、死亡共済金の受給権者に指定された控訴人が何らの対価の支払なくして上記経済的利益を享受したものであることはできず、Bと控訴人との間に贈与と同様の経済的利益の移転があったとは認められない」とした。

・負担金納付と死亡共済金との関係性

控訴人は、納付された負担金が本件共済金以外の共済金の原資にもなり得るとしても、贈与と同様の経済的利益の移転を否定する理由にはならない旨を主張したが、裁判所は「Bが本件共済制度に加入して本件負担金を納付しなければ、控訴人が本件共済金を受領できなかったということではあるが、前提事実のとおり、本件共済制度の負担金、その果実、手数料及びその他の原資は、福祉共済基金に組み入れられた上で、同基金が死亡共済金等の各種共済金等の支出に充てられていること、死亡共済金等の各種共済金の額は、会員である期間の長短や納付された負担金の総額の多寡にかかわらず、45歳未満で死亡した会員の死亡共済金の額が増額される場合を除き、いずれも定額であることなどに鑑みると、Bが納付した本件負担金に相当する経済的利益が控訴人に移転したという関係にはないから、本件負担金の納付と本件共済金の受給との間に、贈与と同様の経済的利益の移転があったということはできない」とした。

・相続税法5条に規定される保険金（当該事案では医師年金を例として）に係る保険料のみなし贈与との解釈整合性

控訴人は、同法5条については利益に見合う財産減少が供与者に必要とされておらず、一連のみなし規定である同法5条と9条とで解釈は同様となるはずであると主張したが、裁判所は「医師年金は、会員が積み立てた保険料等をその積み立てた額に応じて当該会員が自ら受け取る積立型の私的年金であり、…本件共済制度に基づく死亡共済金とは異なり、Cの遺族年金の受給は、会員の払

い込んだ保険料に相当する経済的利益が遺族年金として遺族に移転したものであり、贈与と同様の経済的利益の移転があったと認められる」とした。

⑧ 結論

「本件共済金の受給について相続税法9条を適用する余地はない。」

3. 相続税法9条の解釈

(1) 相続税法9条の趣旨⁵

相続税法9条の趣旨については、「租税回避行為を防止するため、税負担の公平の見地から、その取得した財産を贈与又は遺贈により取得したものとみなして、贈与税又は相続税を課税することとしたものである」とされている。

ただし、課税要件でありながらも「その他の利益の享受」と概括的な規定であることについて、社会経済上のさまざまな事象や態様といった一切を「法律により一義的に規定しつくすことは困難であるから、税負担の公平を図るためには、このような規定も、ある程度はやむを得ないというべきであろう」とされているところであり、租税法律主義の原則からは必ずしも問題なしとはならない。

(2) 相続税法基本通達9-2

相続税法9条については相続税法基本通達第9条《その他の利益の享受関係》があり、必ずしも同族会社に限った場面のみが想定されているわけではないことが分かる。このうち、同族会社を介した行為についての定めに着目した場合、相続税法基本通達9-2から9-7があり、中でも同通達9-2が基本的な位置付けであると考えられる。

相続税法基本通達9-2では、同族会社（法人税法に規定する同族会社）の株式又は出資の価額が、次に掲げる場合に該当して増加したときにおいては、その株主又は社員が当該株式又は出資の価額のうち増加した部分に相当する金額を、それぞれ次に掲げる者から贈与により取得したものととして取り扱うこととされている。

- ① 会社に対し無償で財産の提供があった場合 当該財産を提供した者
- ② 時価より著しく低い価額で現物出資があった場合 当該現物出資をした者
- ③ 対価を受けないで会社の債務の免除、引受け又は弁済があった場合 当該債務の免除、引受け又は弁済をした者

④ 会社に対し時価より著しく低い価額の対価で財産の譲渡をした場合 当該財産の譲渡をした者
課税実務上、これらの例示に関しては「9-2以下においてその具体的な取扱いについて例示している」⁶とされており、東京地裁平成26年10月29日判決（LEX/DB 25521919）に同じく、同通達があくまで例示にすぎないという解釈は一般的なものともいえる。

5 武田昌輔『相続税法コンメンタール』第一法規 1032頁。

6 森田哲也編『令和2年11月改訂版 相続税法基本通達逐条解説』大蔵財務協会 155頁。

4. 利益を受けさせた者と受けた者との関係性（当事者間の関係性）について

(1) 対立承継関係

対立承継関係については、学説上、二つの見解があるとされており、一つは対立承継関係（両者の間で利益を受けさせ、受けたという関係）の存する場合に限り適用されるとする説であって、もう一つは、結果的に利益を受けさせた者と利益を受けた者が存すれば十分であるとする説があるとされる⁷。前者の考え方によれば相続税法9条にいう「利益を受けさせた者」という文言に忠実な解釈ができるように思われるが、前述の東京地裁平成26年10月29日判決（LEX/DB 25521919）において説示されているとおり、租税回避行為の防止という税負担の公平からすれば、後者が妥当すると考えられるところである。

筆者としても、相続税法9条にいう「ほか」という文言に忠実な解釈をするのであれば、租税公平の要請のあるところは明確に解されるのであるから、対立承継関係の存否のみに着目して相続税法9条の適用有無を判断すべきではないと考える。これは、同法9条について、金子宏氏が「この規定は、一定の範囲で、租税回避を防止する効果をもつ場合がある」⁸と述べられるところに整合すると考える。

(2) 相応の特別の関係

前述の東京高裁平成27年4月22日判決において「関係する者の間に同法4条から8条までに規定する場合に類するような相応の事情があることを前提として実質的にみて、贈与があったのと同様の経済的利益の移転の事実がある場合に適用があるものと解され」と判示していることから、「相応の特別の関係」は課税要件であるとまで論じられているものではない⁹と解することもできる。しかし、直接の課税要件とまで解することはできなくとも、課税要件の前提としての一判断要素ではあるように思われる。これに関しては、「相続税法9条が適用された裁判例において、親族の間において、その適用が認められてきたことに鑑みれば、親族間に代表されるような経済的利益の移転があっても不自然ではない関係性である」¹⁰とした見解が妥当する。

(3) 間に法人を介した場合の関係性

① 相続税法基本通達9-2の適用対象会社について

相続税法基本通達9-2においては「同族会社」の株式又は出資の価額の増加が対象とされている。納税者の予見可能性といった観点からみた場合、このうち同通達9-2(4)を確認する必要がある。酒井克彦氏によれば、「同条の対象となる会社は同通達が示すような「同族会社」に限定されると解

7 古谷勇二「相続税法第9条の「みなし贈与」について—資本取引等を巡る課税関係を中心として—」税大論叢85号142頁(2016)。

8 金子宏『租税法 [第23版]』708頁(弘文堂, 2019)。

9 酒井克彦「相続税法9条に規定するみなし贈与課税の課税要件」中央ロー・ジャーナル 第16巻第1号 58頁(中央ロー・ジャーナル編集委員会, 2019年)。

10 古谷・前掲注7) 111頁。

すべきか否かなどといった論点がある」¹¹といった指摘もなされているところである。

そもそも、贈与税は個人から個人への贈与に適用されるものであり、個人から法人への贈与については原則として贈与税が課税されない。贈与税は相続税の補完税であることから、財産取得者側（受贈者）に対して課されること、法人に対しては受贈益に対する法人税（法人税法22条2項）が課されるためである¹²。ただし、個人と個人との間に法人を介した場合、同族会社は個人と支配関係にあるといった一体性が強く、一律に贈与税を課さないこととすれば、贈与税が相続税を補完できなくなり租税回避の防止や租税の公平といった機能が果たせなくなるおそれがあることから、直接的には個人と法人間の取引であっても、実質的な経済的利益の移転に着目したみなし贈与の判定がなされるべきであると考えられる。そこで、個人と法人との一体性を検討する場合において、「同族会社」という括りのみで形式的に判断すればよいものであろうか。租税回避防止を目的として租税公平の観点から捉えるのであれば、「同族会社」という括りに限定すべき理由はないと解される¹³ところではあるが、反面、納税者の予見可能性といった面から捉えた場合には「同族会社」ととらわれない解釈に対する一抹の不安も残る。これらについて、「同通達において、財産の提供者を同族会社の株主等の親族その他特別関係者と明記しておらず、これらの行為が行われた時点で、当事者が同族関係者である場合のほかこれらの行為を行った者と株主が同族関係者や特殊関係者でない場合であってもみなし贈与の適用をすることとしている」¹⁴といった見解がある。他方で、角田皓一氏は、相続税法9条に同族会社という文言が使用されていないことなどから、通達9-2(4)による株主への一律的なみなし贈与課税の適用となれば法9条の趣旨に反して不合理な課税につながり得る旨の指摘をされ、そのうえで、「同族会社の株主と一口にいても、様々な属性の株主が存在し得る。例えば、同族株主だけでなく少数株主も存在する場合もあれば、同族株主であっても、単に相続で株式を取得しただけで、経営に従事していない場合や代表取締役との血縁関係が薄い場合もあり得る。」と述べられている¹⁵。当該指摘は妥当していると思われる。なお、筆者としては、血縁関係の濃さといった属性に着目した場合、贈与税の特例税率の適用対象¹⁶にもなりうるといった面と幾分か整合してくるのではないかと考える。

② 損益取引を基因とする同族会社利益（所有株式の評価益）へのみなし贈与認定

もともと、損益取引である低額譲渡などにより生じた同族会社の利益については、株主にとって

11 酒井・前掲注9) 48頁。

12 なお、財産贈与者側である個人は所得税（みなし譲渡所得の適用有無、所得税法59条1項）の問題となりうる。

13 税負担の軽減を図ることは同族会社に限定されない見解として、品川芳宣「同族会社間の高額・高利率借入れと同族会社等の行為計算の否認」税研 第215号98頁（税務研究センター、2021）参照。

14 岩下忠吾「みなし贈与」税務事例研究 第152号50頁（税務研究センター、2016）。

15 角田皓一「同族会社に対する資産の低額譲渡と当該株主へのみなし贈与」税理 Vol.63 No.7 185頁（ぎょうせい、2020）。

16 租税特別措置法第72条の2の5は、平成27年1月1日以後に直系尊属からの贈与により財産を取得した者（その年1月1日において20歳以上の者に限る。）を適用対象として、特例税率を用いた税額計算が規定されている。

経済的利益の移転というよりも単に所有株式の評価益に過ぎないとする見解¹⁷もある。これに関しては、前述の東京高裁平成27年4月22日判決（LEX/DB25447469）が「相続税法9条の「利益」が法文上その発生原因となる取引を限定していると解すべき理由はない」と判示している。

5. おわりに

相続税法9条は、形式にとらわれない解釈が求められる場面を対象としていることは明らかであり、趣旨に沿った解釈がなされることは妥当であると考え。しかし、租税回避と推定しうる場合に無条件で同法9条を適用することとなれば、納税者の予見可能性の面からは不安も生じる。田中啓之氏は、前述の大阪高裁平成26年6月18日判決について「本判決の射程として、「経済的利益の移転」はすべて、みなし贈与課税の対象とすべきか否かは、解釈論上の課題である」と述べられている¹⁸。筆者としては、相続税法9条には今後贈与税の求められる相続税の補完税としての役割だけにとどまらず、法人所得課税や個人所得課税との整合も課題として求められていくものと考え。

参考文献

- 今村修『相続税法—所得課税としての相続税法の研究— [第二版]』（税務経理協会, 2006年）
岩下忠吾「みなし贈与」税務事例研究 第152号 50頁（税務研究センター, 2016）
上西左大信「同族会社への出資の低額譲渡とみなし贈与課税」税研 第208号（税務研究センター, 2021）
金子宏ほか編著『ケースブック租税法 [第5版]』（弘文堂, 2017）
金子宏『租税法 [第23版]』（弘文堂, 2019）
川田剛「オーナーによる法人の他の法人への低額譲渡とみなし贈与課税」税務事例 第574号（財経詳報社, 2017）
岸田貞夫「相続税法の先進性と後進性」税務事例 第592号（財経詳報社, 2019）
酒井克彦「相続税法9条に規定するみなし贈与課税の課税要件」中央ロー・ジャーナル 第16巻第1号（中央ロー・ジャーナル編集委員会, 2019年）
品川芳宣「同族会社間の高額・高利率借入れと同族会社等の行為計算の否認」税研 第215号（税務研究センター, 2021）
高橋里枝「親族等その他特殊関係者間における資産シフトとみなし贈与回避策」税理 Vol.60 No.6（ぎょうせい, 2017）
武田昌輔『相続税法コンメンタール』第一法規
田中啓之「みなし贈与」租税判例百選 [第7版] 別冊ジュリストNo.253（有斐閣, 2021）
角田皓一「同族会社に対する資産の低額譲渡と当該株主へのみなし贈与」税理 Vol.63 No.7（ぎょうせい, 2020）
中川昌泰『平成26年版 Q&A資産税重要実務事例詳解』（大蔵財務協会, 2014）
古谷勇二「相続税法第9条の「みなし贈与」について—資本取引等を巡る課税関係を中心として—」税大論叢85号（2016）
水野忠恒『大系租税法（第3版）』（中央経済社, 2021年）
森田哲也編『令和2年11月改訂版 相続税法基本通達逐条解説』大蔵財務協会
山田熙「法人への贈与等と株主へのみなし贈与—相基通9-2の検討—」税務事例研究 第27号（税務研究センター, 1995）

17 山田熙「法人への贈与等と株主へのみなし贈与—相基通9-2の検討—」税務事例研究 第27号 77頁（税務研究センター, 1995）。

18 田中啓之「みなし贈与」租税判例百選 [第7版] 別冊ジュリストNo.253 161頁（有斐閣, 2021）。